

# 平成28年度 第12回香取市農業委員会総会議事録

平成29年3月17日

3月17日（金）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規程による許可後の計画変更承認申請に対する意見について  
日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第6 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について  
日程第7 議案第7号 競（公）売買受適格証明願に対する意見について  
日程第8 議案第8号 農地利用最適化推進委員の委嘱について  
日程第9 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第10 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について  
日程第11 報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	松 枝 和 夫	2番	越 川 定 勝
3番	富 澤 克 彦	4番	寺 島 美 幸
5番	飯 森 孝	6番	片 野 壽 夫
7番	海 老 澤 武	8番	高 松 多 可 史
9番	鵜 澤 幹 司	10番	林 藤 江
11番	菅 谷 樹 雄	12番	内 山 勝 己
13番	篠 塚 正 悟	14番	高 木 甚 一
15番	伊 藤 はつ子	16番	高 木 重 樹
17番	伊 藤 寛	18番	栗 林 利 男

1. 欠席委員 なし

1. 事務局職員出席者

事務局長	八	本	栄	男	管理班長	飯	田	利	彦
農地班長	越	川	泰	克	副主幹	林		光	夫
主任主事	佐	々	木	卓	也				

開会 午後 2時59分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は18名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成28年度第12回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、6番 片野壽夫委員、15番 伊藤はつ子委員を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第11 報告第3号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成29年3月17日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、1ページから6ページで、整理番号は1番から13番です。

1ページの1番、2ページの4番、4ページの6番、5ページの10番、11番、12番、6ページの13番までの案件については、譲受人が農業経営規模拡大を図ることを目的として売買または贈与により、所有権移転を受けるものです。

次に、1ページの2番、3番、4ページの7番の案件については、親子間による農地の使用貸借権再設定です。

次に、4ページの8番および5ページの9番は関連案件で、お互いに農業経営の合理化を目的として農地交換するものです。

次に、3ページの5番は、譲受人が農地所有適格法人として、農業経営に参入するため、農地を借受けるものであります。

以上、13件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第3班 副班長 内山勝己委員。

12番内山委員 去る、3月10日（金曜日）午後1時30分より市役所3階301号会議室において、第3班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は13件であります。

案件については、それぞれ写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について、ご報告いたします。

整理番号1番から13番まで審査した結果、議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第1号 整理番号5番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号5番について、5番 飯森委員。

5番飯森委員 整理番号5番の申請は、譲受人が農地所有適格法人として農業経営に参入するため、代表理事の父親の農地と賃借権の設定を行うものであります。

当該法人は、主食用米、飼料用米など水稻栽培を主として計画しており、経営面積は40ヘクタールを目標としております。

組合員の営農状況や農作業計画、営農計画等も適正であり、賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号 整理番号5番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 整理番号5番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く12件について、審議いたします。

次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番について、3番 富澤委員。

3番富澤委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人の所有地に隣接している対象農地を贈与にて譲り受け、農業経営の規

模拡大を図るものです。申請者は祖父と孫の関係になります。

対象農地は、周囲と比べ低地にあり、水はけが悪く、長く遊休農地のままとっておりますが、譲受人は農地取得後にかさ上げを計画しており、営農再開に繋げられるよう方策を検討しております。

譲受人の営農状況も良好であり、所有権移転後は良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 整理番号2番、3番の2件について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号2番および3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

両申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、後継者と親子間の使用貸借権の設定を行うものです。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

以上、2件について、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 整理番号4番について、5番 飯森委員。

5番飯森委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営の規模縮小のため農地を処分したい意向があり、近隣居住者である譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は作付良好な優良農地で、譲受人の自宅および自作地に近い通作利便な農地であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 整理番号6番について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買にて譲り受けるものです。

申請地は一団となった耕作利便な農地であり、譲受人は露地野菜の栽培を主とし、耕作地の作付は良好であります。

したがって、農地取得後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 整理番号7番について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者である息子と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 整理番号8番、9番の2件について、13番 篠塚委員。

13番篠塚委員 整理番号8番および9番について、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、お互いに農業経営の合理化を図るため、交換により所有権移転するものです。

交換する農地は、それぞれが譲受人の自作地に隣接していることから、耕作の利便を図るため、協議が整ったものです。作付良好な農地であり、農地交換後も同様に良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件も満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 整理番号10番、11番、12番の3件について、14番 高木委員。

14番高木委員 整理番号10番、11番、12番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

整理番号10番の申請は、譲渡人が相続により取得した農地を、非農家のため処分したい意向があり、譲受人は農業経営の規模拡大を図るため、贈与にて譲り受けるものです。

申請地は譲受人の所有地と一体となっている作付良好な優良農地であり、所有権移転後も譲受人が良好な維持管理を行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

整理番号11番の申請は、譲渡人は農業経営廃止のため、譲受人は農業経営の規模拡大のため、売買にて譲り受けるものです。

申請地は従前より譲受人が耕作しており、隣接農地も借り受けて一体的に耕作しております。また、譲受人は借受地も含めて約7町歩の耕作面積を有している大規模農家でもあり、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

整理番号12番の申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、売買にて譲り受けるものです。

譲受人は〇〇〇在住で、経営面積は水稻栽培を中心に1町3反の実績があり、通作距離お



よび通作時間は効率的な利用が可能となる範囲と考えられます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、3件について、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 整理番号13番について、18番 栗林委員。

18番栗林委員 整理番号13番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は遠隔地に居住し管理ができないため、譲受人は自宅に隣接している耕作利便な農地のため、売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

申請地は、現在遊休農地ですが、譲受人は自家消費分の野菜を栽培する計画です。

所有権移転後は、良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く12件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号の1件を除く12件については、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規程による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規程による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成29年3月17日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番および2番は関連案件でございます。砂利採取事業の期間延長に伴う、搬出路用地の一時転用期間延長の申請でございます。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 副班長 内山勝己委員。

1 2番内山委員 事前審査会の審査結果について、ご報告をいたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、2件でございます。

整理番号1番から2番について書類等で審査した結果、砂利採取事業の期間延長に伴う一時転用期間の更新であり、申請の用途に供することの確実性についても問題ないとの意見でした。

したがって、議案第2号については農地法第5条計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明お願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番、2番の2件について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番および2番については、関連案件なので一括して現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇の〇〇地区の〇〇〇〇という看板がありますので、そこを右折いたしまして〇〇〇〇の脇を通りまして、〇〇メートルほど行った右側が対象用地となっております。

譲受人は砂利採取を営む法人であり、計画地は砂利採取事業の搬出路として利用する計画です。

本事業は、平成22年から実施しており、平成29年6月30日を工事完了期間としておりましたが、全体区域の拡張に伴い、工事完了期間を延長するものです。

資金計画についても、適正と思われまますので、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

### ◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成29年3月17日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、転用目的は共同住宅用地です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居専用地域に該当するため、第3種農地です。

なお、他法令関係で香取市の土木課に香取市道路占用許可申請および法定外公共物工事施工許可申請を申請中であります。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 副班長 内山勝己委員。

1 2番内山委員 事前審査会の審査結果について、ご報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件でございます。

整理番号1番の案件について、書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性等についても問題なく、許可



記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成29年3月17日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、9ページから11ページで、整理番号は1番から8番です。

9ページの1番および2番について、転用目的は専用住宅用地と造園用の庭木置場用地です。

権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地に該当するため第2種農地です。

次に、整理番号3番、転用目的は駐車場用地およびコンテナ置場用地です。

権利の内容は所有権移転であります。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地に該当するため第2種農地です。

次に、整理番号4番、転用目的は専用住宅用地です。

権利の内容は使用貸借権設定であります。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居専用地域に該当するため、第3種農地です。

次に、整理番号5番および6番は関連案件で、始末書添付案件です。

転用目的は進入路用地です。

権利の内容は所有権移転であります。

申請地の農地区分は、第1種農地で不許可例外事由のPに該当します。

次に、整理番号7番、転用目的は専用住宅用地です。

権利の内容は所有権移転であります。

申請地の農地区分は、第1種農地で不許可例外事由のIに該当します。

次に、整理番号8番、転用目的は太陽光発電施設用地です。

権利の内容は所有権移転であります。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地に該当するため第2種農地です。

以上、8件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 副班長 内山勝己委員。

1 2番内山委員 事前審査会の審査結果について、ご報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は8件であります。

このうち、整理番号1番から3番については、現地調査を行いました。

現地調査の結果、農地区分も転用可能な第2種農地であり、特に問題はないとの意見でした。

また、その他の案件については、書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明お願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番、2番の2件について、2番 越川委員。

2番越川委員 整理番号1と2番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所については、〇〇〇〇〇〇〇より約〇へ〇〇メートル〇〇という集落のど真ん中にあります。

譲受人は、実家に3世代8人で生活しており、子供の成長と共に、年々住居が手狭になってきたため、申請地へ専用住宅を建築する計画です。

用水は市水道を利用し、雨水は宅内で浸透処理し、汚水・雑排水については、合併浄化槽で処理後、土壌拡散処理システムを利用し、宅内で処理することです。

隣接農地の所有者は譲渡人で同意も得ており、資金計画についても適切であると思われます。

続きまして、整理番号2番について、場所の説明をいたします。

整理番号1番と隣接地になっております。

譲受人は、〇〇〇を営んでおり、近年、業績も順調で〇〇の取扱量も増加しており、現状の〇〇〇〇だけでは、十分な保管場所が確保できないため、新たに申請地を購入し、〇〇〇〇として利用する計画です。

用水の利用はなく、雨水については自然浸透により処理することです。

隣接農地所有者は譲渡人で同意も得ており、資金計画についても適切であると思われます。

以上、2件の申請については、農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特







用水は利用せず、雨水は敷地内浸透とのことです。隣接農地はなく、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。  
平成29年3月17日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成28年度第12次農用地利用集積計画1番から185番までの申請であります。

議案書の12ページから87ページです。

所有権移転が5件、7,542㎡で、このうち田が4,799㎡、畑が2,743㎡です。

次に、使用賃借権設定の新規が1件、田で353㎡。

再設定が1件、田で277㎡です。

次に、賃借権設定の新規が111件、495,861㎡、このうち田が431,096㎡、畑が64,765㎡です。

次に、賃借権設定の再設定が60件、228,426㎡、このうち田が209,659㎡、畑が18,767

㎡です。

次に、農地中間管理事業分について、賃借権設定の新規7件、49,435.25㎡、このうち田が40,476.25㎡、畑が8,959㎡です。

以上、185件の第12次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第5号 整理番号4番、168番の2件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号4番、168番の2件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号4番、168番の2件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、議案第5号 整理番号31番について、審議します。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号31番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号31番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号 整理番号120番、122番の2件について、審議します。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号120番、122番の2件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号120番、122番の2件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号 整理番号173番について、審議します。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号173番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号173番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の6件を除く179件について、審議いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の6件を除く179件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号の6件を除く179件については、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成29年3月17日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

議案書の整理番号1番から9番までの申請です。

議案書は88ページから91ページです。

貸借権設定の新規が9件、49,435.25㎡、このうち田が40,476.25㎡、畑が8,959㎡です。

以上、9件の農用地利用配分計画については、農地中間管理事業法第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第7 議案第7号

議 長 日程第7 議案第7号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第7号 買受適格証明願について。下記のとおり買受適格証明願の提出があったので証明について審議を求める。なお、最高価買受申出人等となり売却決定を受けた者から農地法第3条の規程による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可する。平成29年3月17日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番および2番は、東京国税局が執行する公売です。

公売の方法は、平成29年5月2日から平成29年5月12日までの期間入札で、開札期日は平成29年5月16日です。

次に、整理番号3番は、千葉地方裁判所民事第4部が執行する競売です。

競売の方法は、平成 29 年 3 月 29 日から平成 29 年 4 月 5 日までの期間入札で、開札期日は平成 29 年 4 月 12 日です。

なお、各申請者が公売または競売に参加する目的は、農業経営の規模拡大を図るためとの事です。

以上、3 件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第 3 班 副班長 内山勝己委員。

1 2 番内山委員 議案第 7 号の事前審査会の審査結果について、ご報告をいたします。

買受適格証明願の案件は 3 件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

整理番号 1 番および 2 番については、東京国税局が執行する公売、整理番号 3 番については千葉地方裁判所が執行する競売によるものであり、特に問題ないとの意見でありました。

したがいまして、議案第 7 号については、農地法第 3 条第 2 項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考え、買受適格証明書の交付が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明お願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号 1 番について、6 番 片野委員。

6 番片野委員 整理番号 1 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、申請者が農業経営の規模拡大を図ることを目的として、公売に参加するための買受適格証明願であります。

対象農地は雑草が繁茂している遊休農地ですが、申請人は枝豆やそら豆の栽培を計画しております。通作時間は 30 分程度を要しますが、取得要件を満たしていることから、証明書の交付が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 整理番号 2 番について、7 番 海老澤委員。

7 番海老澤委員 整理番号 2 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、申請者が農業経営の規模拡大を図ることを目的として、公売に参加するため

の買受適格証明願いであります。

対象農地は、自作地に隣接した耕作利便な農地であり、申請者は1ヘクタールを超える水田を耕作していることから、入札後、最高価買受申出人となり売却決定がなされたあとは、良好な維持管理が行われると思われま。

以上のことから、取得要件を満たしており、証明書の交付が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 整理番号3番について、18番 栗林委員。

18番栗林委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、申請者が農業経営の規模拡大を図ることを目的として、競売に参加するための買受適格証明願いであります。

対象農地は、自宅から近く通作利便農地であり、申請者は4ヘクタールを超える耕作面積を有し、作付状況も良好です。入札後、最高価買受申出人となり売却決定がなされたあとも、良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、証明書の交付が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 買受適格証明願については、証明を交付することと決定いたします。

なお、最高価買受申出人等となり、売却決定を受けた者から農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可するものと決定します。

---

◎日程第8 議案第8号

議 長 日程第8 議案第8号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第8号 農地利用最適化推進委員の委嘱について。農業委員会等に関する法律第17条の規定により、下記のとおり農地利用最適化推進委員の委嘱について審議を求める。平成29年3月17日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

内容については、管理班長より、ご説明申し上げます。

事務局管理班長 若干の補足説明をさせていただきます。

まず、関係条文ですけれども、17条では、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと、されております。

〇〇氏は〇〇〇〇に在住され〇〇ならびに〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇を歴任しており、地域からの信頼も厚く今回は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の推薦により公募をいたしました。

担当区域につきましては、前任の大堀推進委員は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇区出身ということでありましたけれども、今回の〇〇氏につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇区出身ということですので、出身が異なっております。

担当区域につきましては、委嘱が決定した後で増推進委員も、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇区でありますので、お互いに協議をしていただく予定であります。

議 長 本件については、人事案件であるので、質疑を省略し、採決をしたいと思います、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

では、採決いたします。

議案第8号について、委嘱することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、委嘱することに決定いたします。

---

◎日程第9 報告第1号から報告第3

議 長 これより報告事項に入ります。



事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成29年3月17日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は3件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成29年3月17日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は35件であります。

報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成29年3月17日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は3件であります。

以上、報告いたします。

---

#### ◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時01分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人